変更 長期優良住宅技術的審査サービス　申請要領（紙申請）

＜一戸建ての住宅＞＜長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（併用住宅含む）＞

こちらの申請要領は、図書（紙）での変更申請による場合です。
ポータルサイトでのご申請の場合には申請要領が異なりますので、ポータルサイト内でご確認ください。ポータルサイトの利用には別途お申し込みが必要です。

申請者　様	HOUSEPLUS

申請

変更内容にもよりますが、申請受付～長期優良住宅の適合証発行までにはある程度の審査期間を要します。余裕を持ってご申請ください。

○申請に必要な図書はホームページの『変更長期優良住宅申請図書一覧(紙申請)』で確認ください。

図書はファイルに綴じ、正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には「住宅の名称」と「正本・副本の別」をご記入ください。

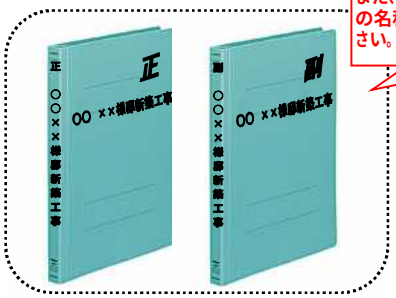

申請図書準備 → 郵送 → 図書受領 → 申請受付 → 郵送 → 引受承諾書

≪申請図書送付先≫
〒108-0014　東京都港区芝５－３３－７ 徳栄ビル本館４階
ハウスプラス住宅保証株式会社　技術管理部
「変更 長期優良住宅技術的審査サービス」宛て
TEL:03-5962-3800　FAX:03-5427-3190

審査

○受付完了後、当社評価員が図面審査を開始します。審査の過程で申請内容に質疑が生じた場合、「申込書」又は「その他連絡先」へ記載されている方にご指定いただいた「設計担当者」へファクシミリ等で質疑票をお送りします。

○「設計担当者」又は「その他連絡先」の方には、質疑票に対する回答と、必要に応じて図面等の訂正もしくは差替えを行っていただきます。

○ご回答をいただくまでの間、審査業務は中断しますので、ご回答はお早めにお願いします。また、ご回答いただきました内容は改めて審査を行いますが、この際に再度質疑が生じる場合もございますので予めご了承ください。

審査開始 → 質疑事項
- あり → 質疑書送付 → FAX → 質疑対応 → 訂正送付 → 郵送 → 質疑事項
- なし → 審査完了

発行

変更長期優良住宅の適合証は「申込書」にてご指定いただいた送付先へ、申請図書（副本）と共にお送りいたします。

【変更】長期優良住宅適合証発行 → 郵送 → 【変更】長期優良住宅適合証 / 副

その他

○長期優良住宅の認定基準等につきましては、住宅性能評価・表示協会のホームページに資料が掲載されておりますので、下記を参照下さい。
http://www.hyoukakyoukai.or.jp/seminar/chouki seminar.html

○長期優良住宅の申請に必要な図書一式の作成等をお手伝いするハウスプラス認定サポートセンターをご利用いただくこともできます。詳しくはホームページをご覧ください。
http://www.houseplus.co.jp/service/chouki sc.html

Copyright 2011 Houseplus Corporation